

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東北町長

| | |
|-------------------|---|
| 市町村名 (市町村コード) | 東北町 (024082) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 上北地区 (新館、戸館、八幡、赤平、大浦、徳万才、中岫平、大洞、才市田、塚ノ沢、 上野、駅前、線路向、沼崎本村、小川原、菩提寺、虫神、新山、栄沼) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和 6年 3月26日 (第 1 回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・大規模化している農業者もいる一方で、高齢化や後継者不足も進んでいる。 ・条件の良い農地は今後も適切に維持されると見込まれるが、条件の悪い農地は将来的に荒廃農地化が進んでいくと見込まれる。また、現状でもすでに所有者が不明で貸借したくても出来ない農地がある。 ・農地の集積や地区外からの新たな入作者の参入が進んでいる一方で、特に水田地帯の大規模農業者の中には農地の維持管理作業(水路の清掃や草刈り等)まで手が回らず、管理が不十分な農地も見受けられる。また、大規模農業者や地区外からの入作者が増え始めたことで、地域住民による共同作業の人手が不足し始めている。 ・繁忙期などは作業委託を含めた補助労働力を活用したいが、人材難や費用負担の増加により、必要な労働力の確保が困難になっている。 ・外国人労働者を雇用するに当たり住環境の整備等に多額の費用がかかるほか、関係法令に基づく対応など、個々の農業者では限界がある。また、周辺住民の理解も含めて地域全体で受け入れる体制を整備していく必要がある。 <p>【地域の基礎的データ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担い手:240人(平均年齢65歳、70歳以上101人、団体経営体(法人・集落営農組織)18経営体) ※担い手には広域の認定農業者等を含め地区外に居住する者も含む。 ・主な作物:ナガイモ、ゴボウ、ニンニク、水稻 |
|--|

(2) 地域における農業の将来の在り方

| |
|---|
| <p>地域農業の維持・活性化に向けて主力品種であるナガイモ、ゴボウ、ニンニクの畑作物の生産を促進するとともに、水稻については国内外の需給状況を踏まえ、主食用米から新たに加工用米への切替えを促進する。</p> <p>その際、今後の地域農業を担う者の営農活動を後押しするため、スマート農業の導入や農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化により、農作業の効率化・省力化を図るとともに、地域内の保全管理組合が中心となって地域全体で農地の保全管理に取り組んでいく。</p> |
|---|

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|----------|
| 区域内の農用地等面積 | 3,052 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 3,052 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|---|
| (1)農用地の集積、集約化の方針 |
| <p>・兼業化や高齢化が進んでいる一方で大規模化している農業者も一定数いることから、今後は高齢の農業者等から引き受け意向のある地区内の担い手(転作組合を含む)への農地集積・集約化を図り、農地の有効活用に努める。</p> <p>・地区内の担い手(転作組合を含む)への農地集積・集約化を促進する一方で、地区外の入作者が地域の農地維持に重要な役割を果たしている実態を踏まえ、地区外からの受入れも促進することで、遊休農地が増加しないように対応していく。</p> |
| (2)農地中間管理機構の活用方針 |
| <p>・今後増加が見込まれる担い手の離農や、土地の相続が発生した場合には、関係機関が連携して、農地中間管理機構を通じた貸借の活用を促すとともに、手続きのサポートを行うことで農地の有効活用を図る。</p> <p>・担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地中間管理機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて担い手への貸付けを進めていく。</p> |
| (3)基盤整備事業への取組方針 |
| <p>補助事業を活用した水田から畑地への転換が進んでいる中、今後の地域の営農環境の変化を見定めつつ、農地の区画整理や農道、用排水路の整備など必要な基盤整備事業の必要性も含めて検討する。</p> |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 |
| <p>・地区内だけでなく、地区外の入作者も地域の農地維持に重要な役割を果たしている実態を踏まえ、地区を超えた単位での話し合いの場を設定するとともに話し合いの場には担い手以外の農業者にも参加を促し、多種多様な意見の把握や、関係者間の連携体制の構築を図る。</p> <p>・新規就農希望者に対しては積極的な情報提供や相談対応を行うとともに、各種支援制度を活用しつつ、関係機関が連携し、定期的な圃場の巡回や営農指導など就農準備から定着までのサポートを行う。</p> |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 |
| <p>高齢の農業者や作業時間に制約のある兼業農家を中心に、ドローンによる防除作業や、短期間でかつ労働力を必要とする作業、高額な設備投資を必要とする作業など、ニーズ等を踏まえながら今後の活用促進を図る。</p> |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | |
|------------------------------------|---|----------------------------------|-----------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

⑦大規模農業者や地区外からの新たな入作者の参入により、農地の維持管理作業(水路の清掃、草刈り等)や地域の共同作業に支障が生じないように、非農業者も含めた保全管理組合の活用等を促進していく。

⑩新規作物として収益性の高いたまねぎの生産に取り組む。